

議案第143号

佐野市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例
の改正について

佐野市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例を次のように定めます。

令和5年12月1日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

佐野市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令
和元年佐野市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

（支払の調整）

- 2 既に支払った報酬及び期末手当において、その支払うべき額に増額の改
定がなされたときは、その支払われた報酬及び期末手当は、当該改定によ
る支払うべき報酬及び期末手当の内払とみなす。

附則中第3項を削り、第4項を第3項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

会計年度任用職員の期末手当の取扱いを改め、及び所要の規定を整備す
るため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第143号参考資料

佐野市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p><u>(令和2年6月に支給する期末手当に係る特例)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、本市の臨時嘱託員及びこれに準ずる者であつて市長が別に定めるもの(以下「嘱託員等」という。)として在職し、施行日において当該嘱託員等であつた者が会計年度任用職員として任用された場合における当該会計年度任用職員の令和2年6月に支給する期末手当については、当該嘱託員等として在職した期間を第12条第1項において準用する給与条例第17条の2第2項の在職期間に通算し、同項の規定を適用する。</u></p> <p><u>(期末手当に関する特例)</u></p> <p>3 <u>第12条第1項の規定により準用する給与条例第17条の2第2項に規定する期末手当基礎額に乘じる割合の改正(当該会計年度任用職員が任用された年度内に施行されるものに限る。)があつたときは、当分の間、当該改正による改正後の割合は、当該改正があつた日の属する年度においては適用せず、当該年度においては、なお従前の例による。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p><u>(支払の調整)</u></p> <p>2 <u>既に支払った報酬及び期末手当において、その支払うべき額に増額の改定がなされたときは、その支払われた報酬及び期末手当は、当該改定による支払うべき報酬及び期末手当の内払とみなす。</u></p> <p>3 (略)</p>